

令和4年度「技能実習法に係る中国地区地域協議会」を開催しました（技能実習法に基づく地域協議会）

「技能実習法に係る中国地区地域協議会」とは

技能実習制度適正化のため、中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）の関係機関が参加して、今後の取組方針等を協議するもので、広島労働局を事務局として年1回開催しています。

構成員は、出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構広島事務所等です。



関係機関相互の連携を図り、中国地区レベルで情報共有等を図ることを目的としています。



新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、直近2年間には持ち回り決議（書面のやり取りによる決議）により行いましたが、本年度は初めてオンライン形式により開催しました（令和4年7月22日開催）。

協議に先立ち、公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）より、本協議会に対する意見陳述が行われました。

その後、構成員（労働局、入管、県警、県、外国人技能実習機構）より、中国地区における技能実習制度の現状の説明を行い、課題等を共有しました。



最後に、本年度における取組方針の決議を行い、技能実習制度の適正化に向けた取組方針を確認しました。技能実習制度の適正化のため、更なる取組を行い、各構成員の連携を強化することで一致しました。

広島労働局・各労働基準監督署では、**技能実習制度の適正化**のための取組を全力をあげて推進してまいります。

この記事のお問合せ先
広島労働局労働基準部監督課
☎ 082-221-9242